

令和7年7月28日
(本日18時まで待機します)

市政記者クラブ 様

中村区役所区政部総務課
担当：三世 (433-2710)

中村区役所における文書の配付誤りについて

中村区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和7年7月25日（金）

2 発生場所

中村区日比津学区内（中村区栄生町付近）

3 事実の概要

令和7年7月3日（木）、通達員がA社に配付すべき「令和7年度固定資産税（償却資産）第2期分の納税のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、A社宛てのものであったことから、7月25日（金）、本陣市税事務所にご持参くださり、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした機密情報

名称、所在地、固定資産税（償却資産）第2期分の税額

5 対応

- ・Bさんについては、7月25日（金）、来庁された際に謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
- ・A社については、同日、職員がA社の代表者宅を訪問し、謝罪するとともに、お知らせをお渡ししました。

6 原因

A社とBさん宅は同じ地番であり、配付前の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、機密情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、配付時に必ず住所と宛名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。